



STAFF

お客さまの身になって
お客さまの言葉に耳を傾け
お客さまと共に歩む

グループホームは、初期から中期の認知症（痴呆症）の高齢者5～9人が家庭的な生活空間で、介護スタッフとともに食事の支度や掃除、洗濯などを共同でしながら、自立した日常生活を営むことを支援するサービスです。

住み慣れた自宅ではないけれど、家庭的な雰囲気のなかで時間がゆったりと流れ、スタッフにさりげなく見守られながら、高齢者がその人らしい人生を送っていることから、グループホームは「もうひとつの家」と表現されています。

スタッフ一同、お客様の身になって、言葉に耳を傾け、お客様と共に歩みます。安心してお任せください。

ご利用料金

施設利用	月額	76,000 円
（内訳）	（室料）30,000 円（食材料費）33,000 円（消耗品・水道光熱費）4,000 円（管理費）5,000 円	

要介護度	介護保険料	医療連携体制加算	処遇改善加算Ⅰ	施設利用料	月額合計 施設利用料込み
要支援2	23,940	1,170	979	76,000	102,089 円
要介護1	24,060	1,170	983	76,000	102,213 円
要介護2	25,200	1,170	1,028	76,000	103,398 円
要介護3	25,950	1,170	1,057	76,000	104,177 円
要介護4	26,460	1,170	1,077	76,000	104,707 円
要介護5	27,000	1,170	1,098	76,000	105,268 円

※処遇改善加算Ⅰ（3.9%）

※理容代、おむつ代は実費にてご請求させていただきます。

※居室にてテレビを使用される方は別途 50 円（1 日）ご請求させていただきます。

※合計金額は月30日で計算にて試算しております。

※上記の介護保険料及び医療連携体制加算額は、必要に応じて加算されます。

access



グループホーム きぼう原古賀センター

〒841-0071 鳥栖市原古賀町 854 番地

(0942) **84-6427**

信頼の先にある

“安心という名の笑顔”

をご提供します。

group home

グループホーム きぼう原古賀センター

Life Support
NEO



スタッフ
ブログ
絶賛更新中

ライフサポート NEO

検索





**24 時間、356 日専門スタッフによる介護
看護師を中心としたスタッフが介護いたします。**

**1
食事介助
Service**

栄養管理のゆきとどいた献立を、朝食・昼食・夕食のすべてがスタッフが調理いたします。たまには食べたいものをおっしゃられても、できるけど対応致します。出前でも大丈夫です。食事介助が必要な方はスタッフがお手伝いいたします。

**2
入浴介助
Service**

風呂は毎日使えます。ゆったりとご自分の時間でたのしめます。入浴介助はマンツーマンで対応いたします。

**3
排泄介助
Service**

基本的にはトイレでの排泄を頂けるように心がけ、スタッフがそのお手伝いいたします。

**4
通院
Service**

緊急時の受診の際もスタッフが付き添います。薬の受け渡しもスタッフがいたします。病気には早めの対応を心がけています。

**5
個別ケア
Service**

バックグラウンドアセスメントに基づいたケアをいたします。お一人おひとりのニーズに合わせたケアを実施いたします。

**6
健康管理
Service**

日々の健康管理をいたします。また定期健康診断も実施いたします。



**信頼の先にある
“ 安心という名の笑顔 ”
をご提供します。**

ご利用様がときおり見せられる不安なお顔
それに気づき、そっとよりそうスタッフ
そのときお見せになる笑顔
私たちはここにいます。
信頼の先にある
“ 安心という名の笑顔 ”



●生活サービス

アクティビティプログラムで刺激のある生活
おやつクッキング、歌、長唄…

●園芸療法

プランターでのミニ園芸で、なすび、きゅうり、トマトの栽培。
ご利用者様の中には「スタッフには負けとられん」とおっしゃる方も。

●ドライブ・お散歩・外食・買物・美容院

毎日とはいかないまでも、たまには外に出て楽しめます。



外泊・送迎サービス

外泊の際のご家族様への送迎なども
実施します。

【ご入居対象について】

- 要支援認定（Ⅱ以上）であって、軽度又は中程度の認知症（痴呆症）を有す方。
- 複数入居者における共同生活を営むことに支障がない方。
- 医師の診断書等により、認知症（痴呆症）状態にあることが確認できる方。
- 運営方針に賛同し、入居契約書、管理規程等をご承諾いただける方。

【ご入居をお断りする場合】

以下の項目に該当する場合はご入居をお断りする場合があります。

- 入院加療を要する病態の方、常時医療的処置を要する方。
- 暴力をふるう等、他の方に害を及ぼす恐れのある方。
- 伝染病もしくは感染症等を有し、他のご入居者に伝染させる恐れのある方。